

## 福島県12市町村空き家改修等補助金に関するQ & A

### 【制度の概要について】

Q1 この補助金はどのような目的の制度ですか？

A1 この制度は、12市町村（※）へ移住する方の住まいに係る負担を軽減し安心して住めるよう、空き家の改修や片付けに要する費用をサポートする制度です（移住者本人が住むことが前提です）。

（※）東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示が出された福島県内の12の市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を指します。

Q2 自分が対象になるか簡単に確認できますか？

A2 次のすべてに当てはまる方が対象です。なお、その他にも要件がございますので、詳細は申請前にご相談ください。

- 令和8年4月1日以降に12市町村へ転入した（※）
- 転入する直前に、連続して3年以上、12市町村外に住んでいた
- 12市町村へ転入して、5年以上定住することを誓約できる方
- 平成23年3月31日時点で12市町村外に住んでいた方
- 自らの意思で移住した方

（※）令和8年3月31日までに転入した方については、お住いの自治体で補助制度を実施している場合がありますので、市町村の移住相談窓口にお問い合わせください。

Q3 どのような費用が対象ですか？

A3 主に以下の経費が対象となります。

- ・ 空き家の内外装、玄関、居室、台所、風呂、トイレ及び井戸等の改修
- ・ 家財道具等の片付けや撤去
- ※ 事業者へ依頼して行う改修工事や片付けに要する費用が対象となります。

Q4 補助の対象にならない費用は？

A4 主に以下の経費が対象外となります。

- ・ 外構工事や庭木の剪定・除草など、空き家の改修に直接関係のない工事
- ・ 空き家を取得した後に新たに持ち込んだ家具や家電等の処分
- ・ 家電リサイクル品の処分
- ・ 無料で収集できるごみや資源物の処分
- ・ 既存家具や家電のクリーニングや、改修後に行う清掃
- ・ 住宅以外の部分の改修

- ・ 事業者に請け負わず、自ら行った改修や片付けに要した経費
- ・ その他、県が不相当と認める費用

Q5 補助金はいくらもらえますか？

A5 改修を行う場合は、対象経費から自己負担30万円を引いた額で、250万円を上限としております。片付けのみを行う場合は、対象経費から自己負担5万円を引いた額で、50万円を上限としております。

**【補助金の申請について】**

Q6 補助金の申請期間はありますか？

A6 転入後〇年以内という申請期限はありませんが、年度毎の申請期間は4月1日から1月末日までの受付となります。補助金の交付決定を受けた後に改修工事や片付けに着手し、申請した年度の2月末までに完了していただく必要があります。

Q7 年度の途中で申請の受付を終了する場合はありますか？

A7 予算の上限に達した場合は、年度の途中でも申請の受付を終了いたします。

Q8 どのように申請すればよいですか？

A8 申請窓口は、以下のとおり郵送と持参で提出先が異なるので御注意ください。

**【郵送により提出する場合】**

事務局（株式会社URリンケージ）

住所：〒135-0016 東京都江東区東陽 2-4-24 サスセンター 4F

**【持参により提出する場合】**

ふくしま12市町村移住支援センター

住所：福島県双葉郡富岡町小浜字中央 295

<申請時に12市町村に住んでいる場合>

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第13号様式）
- ③ 空き家の外観や内観がわかる写真
- ④ 空き家の売買契約書又は賃貸契約書の写し
- ⑤ 改修工事等に係る見積書の写し
- ⑥ 改修工事等を行う部位を明記した図面の写し
- ⑦ 写真付き本人確認書類の写し
- ⑧ 住民票謄本の写し
- ⑨ 移住元の住民票の除票の写し
- ⑩ 戸籍謄本の附票の写し
- ⑪ 市区町村民税を滞納していないことを証明する書類
- ⑫ 誓約書（第14号様式）

- ⑬ 個人情報の取扱い同意書（第15号様式）
- ⑭ 振込先がわかる通帳等の写し

＜申請時に12市町村に住んでいない場合＞

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第13号様式）
- ③ 空き家の外観や内観がわかる写真
- ④ 空き家の売買契約書又は賃貸契約書の写し
- ⑤ 改修工事等に係る見積書の写し
- ⑥ 改修工事等を行う部位を明記した図面の写し
- ⑦ 写真付き本人確認書類の写し
- ⑧ 住民票謄本の写し
- ⑨ 戸籍謄本の附票の写し
- ⑩ 市区町村民税を滞納していないことを証明する書類
- ⑪ 誓約書（第14号様式）
- ⑫ 個人情報の取扱い同意書（第15号様式）
- ⑬ 振込先がわかる通帳等の写し

**【改修工事や片付けについて】**

Q9 補助金の交付決定を受ける前に工事に着手しても良いですか？

A9 交付決定前に着手された工事や片付けについては補助の対象となりませんので、必ず交付決定を受けた後に着手してください。

Q10 補助金の交付決定を受けた後に工事の内容を変更しても良いですか？

Q10 交付決定後に工事の内容を変更する場合には、事前にコンタクトセンターにご相談のうえ、必要な手続きを経て、県の承認を得る必要があります。承認を得ずに変更した場合は補助金を交付できませんので、必ず事前にご相談ください。

Q11 自分で空き家を改修しても良いですか？

A11 自分で改修や片付けを行った場合（DIY等）の経費は対象となりません。事業者に委託して行われた工事や片付けに係った経費のみ対象となりますのでご注意ください。

Q12 福島県外の事業者にも工事や片付けを依頼しても良いですか？

Q12 原則、福島県内の事業者を利用していただくこととしておりますが、福島県外の事業者にも依頼する必要がある場合は、理由や実情等を踏まえ、個別の状況に応じて判断いたします。

Q13 改修工事を行う部位がわかる図面は、手書きで作成した簡易な間取り図等でも良いですか？

A13 建築士や事業者が作成した図面など、改修箇所が明確に確認できる図面を提出いただく必要があります。

【その他】

Q14 他の補助金と併用しても良いですか？

A14 他の補助金の併用は可能ですが、併用する場合には、工事箇所や経費を明確に切り分けていただく必要があります。なお、他の補助金の併用可否や条件等については、あらかじめ各補助金の問い合わせ窓口にご確認いただくようお願いいたします。